

イラン及び周辺国人道危機救援金受付口座情報

1 救援金名称

「イラン及び周辺国人道危機救援金」

2 受付期間

令和8年3月16日（月）から令和8年5月29日（金）まで

3 救援金受付口

日本赤十字社本社受付口座

① ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

※通信欄に「イラン及び周辺国人道危機救援金」と記載してください。

また、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

② メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店（普）2787809

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105813

・みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623692

※口座名義はいずれも「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望する場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（FAX：03-3432-5507）に救援金名、氏名（受領証の宛名）、住所、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込先金融機関名及び支店名をご連絡ください。もしくは、日本赤十字社ホームページのイラン及び周辺国人道危機救援金案内ページ（<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/iran/>）の事前登録ボタンまたはお問い合わせフォームからお手続きいただけます。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

①物品については、取り扱いしていません。

②ご寄付いただいた救援金は、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、各国赤十字社・赤新月社および日本赤十字社が行う、イラン及び紛争の影響を受ける周辺国その他の国々における被災者の救援・復興支援活動等に充てられます。

③この人道危機に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。
(<http://www.jrc.or.jp>)